（様式第２－７）

特定事業共同企業体協定書（乙型）

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(１)　倉吉市発注に係る倉吉市営長坂新町住宅等建替事業（当該施設整備等の設計業務、建設業務（建築主体業務、機械設備業務、電気設備業務）及び工事監理内容の変更に伴う事業を含む。以下、単に「本事業」という。）の請負

(２)　前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○○○○○○○○○特定事業共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を鳥取県倉吉市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和４年○月○日に成立し、本事業期間の請負契約の履行後３月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　本事業を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該事業に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

鳥取県倉吉市○○町○○番地
○○建設株式会社

鳥取県倉吉市○○町○○番地
○○建設株式会社

鳥取県倉吉市○○町○○番地
○○建設株式会社

鳥取県倉吉市○○町○○番地
○○建設株式会社

鳥取県倉吉市○○町○○番地
○○建設株式会社

鳥取県倉吉市○○町○○番地
○○建設株式会社

鳥取県倉吉市○○町○○番地
○○建設株式会社

鳥取県倉吉市○○町○○番地
○○建設株式会社

鳥取県倉吉市○○町○○番地
○○建設株式会社

鳥取県倉吉市○○町○○番地
○○建設株式会社

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、本事業の施行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払代金を含む。）の請求、受領及び当企業体の属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（分担工事額等）

第８条　当企業体の構成員は業務ごとに本事業を分担して施行するものとし、業務の分担は次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　・建築業務

　　　建築業務の代表者

○○建設株式会社

　　　建築業務の代表者を除く構成員

　○○建設株式会社

○○建設株式会社

○○建設株式会社

　・電気設備業務

　　　電気設備業務の代表者

　○○建設株式会社

　・機械設備業務

　　　機械設備業務の代表者

　○○建設株式会社

　　　機械設備業務の代表者を除く構成員

　○○建設株式会社

　○○建設株式会社

　・設計業務及び工事監理業務

　　　設計業務及び工事監理業務の代表者

　○○設計事務所

　　　設計業務及び工事監理業務の代表者を除く構成員

　○○設計事務所

　○○設計事務所

２　前項に規定する分担業務の額については、別に定めるところによる。

３　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに本事業の施行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本事業の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、本事業の請負契約の履行及び下請契約その他の建設業務の実施に伴い、当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　（構成員の必要経費の分配）

第12条　構成員は、その分担業務の施行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条　本事業施行中に発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月１回運営委員会において分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分配）

第14条　構成員がその分担業務に関し、倉吉市及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（事業途中における構成員の脱退）

第16条　構成員は、当企業体が本事業を完成する日までは脱退することができない。

（事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

２　前項の場合においては、第14条第2項の規定を準用する。

（解散後のかし担保責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、本事業につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○建設株式会社外○社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、○通は各自所持し、１通は発注者へ提出するものとする。

令和　　年　　月　　日

○○建設株式会社

代表取締役　○　○　○　○　　㊞

○○建設株式会社

代表取締役　○　○　○　○　　㊞

○○建設株式会社

代表取締役　○　○　○　○　　㊞

○○建設株式会社

代表取締役　○　○　○　○　　㊞

○○建設株式会社

代表取締役　○　○　○　○　　㊞

○○建設株式会社

代表取締役　○　○　○　○　　㊞

○○建設株式会社

代表取締役　○　○　○　○　　㊞

○○建設株式会社

代表取締役　○　○　○　○　　㊞

○○建設株式会社

代表取締役　○　○　○　○　　㊞

○○建設株式会社

代表取締役　○　○　○　○　　㊞

○○設計事務所

代表取締役　○　○　○　○　　㊞

○○設計事務所

代表取締役　○　○　○　○　　㊞